

## 鶏サルモネラ症（サルモネラ・エンテリティディス）（アジュバント加）不活化ワクチン

平成 14 年 10 月 3 日（告示第 1568 号） 一部改正

平成 16 年 9 月 24 日（告示第 1745 号） 一部改正

平成 21 年 3 月 26 日（告示第 421 号） 一部改正

動生剤基準の鶏サルモネラ症（サルモネラ・エンテリティディス）（アジュバント加）不活化ワクチンの 3.4.3、3.4.6 及び 3.4.7 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。

